

公益財団法人福島市スポーツ振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社（以下「公社」という）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を福島県福島市仁井田字西下川原41番地の1に置く。

2 公社は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 公社は、生涯スポーツ活動の推進を図るため、体育・スポーツの振興に関する各種事業及び支援事業を実施し、市民はもとより広域的な住民の体育・スポーツの普及啓発に努め、地域住民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室及び大会の開催
- (2) 体育・スポーツ指導者及び選手の養成並びに育成
- (3) 体育・スポーツ活動における健康相談
- (4) スポーツ情報等の提供
- (5) 体育・スポーツ施設の管理運営
- (6) 福島市から委託を受ける事務事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 公社は前項の公益目的事業の推進に資するため、収益事業等を行うことができる。

3 前各号の事業は福島市及びその周辺において行うものとする。

(事業年度)

第5条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 公社は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公平かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第7条 公社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、第4条第1項に規定する公益目的事業を行うために必要不可欠なものであって、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定する、公社の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）
- (2) 第4条第1項に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（公益法人認定法第5条第16号に定める公益目的事業を行う為に不可欠な特定の財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。）

- (3) その他理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
 - (4) 公益法人への移行日以後に不可欠基本財産又は公益目的不可欠特定財産及び前号の基本財産として寄附された財産
 - (5) その他基本財産として定めた財産
- 3 会社の公益法人への移行時の基本財産は前項の公益法人への移行時の財産目録で、不可欠基本財産又は公益目的不可欠特定財産及び前項第3号の基本財産として特定された財産とする。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第8条** 理事長は、基本財産についてその適正な維持及び管理に努めなければならない。
- 2 会社の事業遂行上やむを得ない理由により、不可欠基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合には、評議員会及び理事会においてそれぞれ議決に加わることができる評議員及び理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 会社の事業遂行上やむを得ない理由により、公益目的不可欠特定財産の一部を処分し、又は担保に供する場合には、評議員会及び理事会においてそれぞれ議決に加わることができる評議員及び理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 基本財産の維持管理及び処分に関する必要な事項は、次条に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の維持管理、処分及び運用)

- 第9条** 第7条第2項に規定する基本財産（同項1号及び2号に掲げる不可欠基本財産及び公益目的不可欠特定財産を除く。）及びその他の財産の維持管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条** 会社の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が編成し、理事会の承認を経て、直近の評議員会に報告するものとする。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。
- 2 理事長は、前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項に定める事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第11条** 会社の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。
- 2 理事長は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に第1項に定める書類を、行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 公社は法務省令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 公社が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、評議員会において議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。

2 公社が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計の原則)

第14条 公社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 公社の会計処理に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用で公益認定法施行規則第18条に規定する資金（以下「特定費用準備資金」という。）及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員

(評議員)

第15条 公社に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるもの

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって

生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつてこれらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第18条 評議員に対して、各年度総額100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬として支給する。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を、評議員会において別に定める基準に従つて弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第4章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。
- (2) 評議員から理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招集)

第 22 条 評議員会は、前条第 3 項第 3 号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に評議員会を招集しなければならない。

3 理事長（前条第 3 項第 3 号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員）は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって、通知をしなければならない。

4 理事長（前条第 3 項第 3 号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

5 前 4 項の規定にかかわらず、評議員会は評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員の議長は、会議の都度、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、評議員として表決に加わることができない。

(評議員会の決議の省略)

第 26 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会規則)

第 29 条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第 5 章 役員等

(種類及び定数)

第 30 条 会社に次の役員等を置く。

- (1) 理事 7人以上 10人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を「一般社団・財団法人法」第 197 条が準用する第 91 条に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任及び解任)

第 31 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会において選任する。
- 3 理事長をもって前項に規定された代表理事とする。
- 4 理事会はその決議によって、第 2 項で選任された業務執行理事より副理事長及び常務理事を選任することができる。ただし、副理事長、常務理事とも各々 1 人以内とする。
- 5 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に変更が生じたときは、2 週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 32 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行に参画する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行にかかる職務を代行する。
- 5 前各号の役付理事の権限は、理事会の議決を経て定める職務権限規程によるものとする。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 公社の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事が公社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって公社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 34 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時期までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時期までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第30条で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第36条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) 公社がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間における公社とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除及び限定)

第38条 公社は、一般社団・財団法人法の第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 公社は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(設置)

第39条 公社に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、公社の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び執行理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。

(4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他公社の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備。

(5) 第38条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結。

(開催)

第41条 理事会は毎年2回開催する。

2 理事会は次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は、第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 46 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て、変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的並びに第 16 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 53 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的並びに第 17 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益法人認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項にかかる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 51 条 公社は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 52 条 公社は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 53 条 公社が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体又は同法第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 54 条 公社が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体又は同法第 5 条 17 号に掲げる法人に寄附するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 55 条 公社の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 公社の事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 57 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 58 条 公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 59 条 公社の公告は公社の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表及び正味財産増減計算書の公告は定時評議員会毎にその集結の日以後 5 年を経過するまでの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第 10 章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「公益法人整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 公益法人整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を新たな事業年度の開始日とする。

3 公社の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。

4 公社の最初の代表理事は福島県福島市渡利字平内町 7 6 番地 菅野昭義とする。

5 公社の最初の評議員は別紙評議員名簿記載のとおりとする。

財産目録

第 7 条関係

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

第 7 条第 3 項に定める基本財産 定期預金 （東邦銀行福島西中央支店）	3 億円
---	------

(附則第3項 別紙)

役員名簿

設立当初の理事・監事は次のとおりとする。

理事 (代表理事)	菅野	昭義
理事	渡部	富夫
理事	鈴木	裕美子
理事	佐藤	十次
理事	寺島	由浩
理事	新谷	崇一
理事	下田	幸子
理事	橘内	弘子
理事	森口	國一
監事	瀬戸	美夫
監事	黒澤	勝利

(附則第5項 別紙)

評議員名簿

設立当初の評議員は次のとおりとする。

評議員	杉原	二雄
評議員	森口	洋武
評議員	浪岡	真澄
評議員	尾形	博
評議員	橋本	弘子
評議員	小野寺	裕子
評議員	木村	六朗
評議員	山森	祐子
評議員	八卷	明